

国指定大鳥朝日鳥獣保護区

更新計画書

平成26年11月1日

環境省

1 国指定鳥獣保護区の概要

(1) 国指定鳥獣保護区の名称

大鳥朝日鳥獣保護区

(2) 国指定鳥獣保護区の区域

山形県長井市所在国有林置賜森林管理署253から255までの各林班の区域、同県所在御影森山三角点(1533.9メートル)を起点とし、同所から尾根を南進し中沢峰に至り、同所から尾根を西進しタイラ沢との交点に至り、同所から同沢を西進し国有林と民有地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北進し同市と同県西村山郡朝日町の市町界との交点に至り、同所から同市町界を東進し起点に至る線により囲まれた区域、同郡西川町所在国有林山形森林管理署78は、は1、に、ほ、への各小班並びに79から81まで、86から88まで及び93の各林班の区域、同郡朝日町所在国有林山形森林管理署14から28までの各林班の区域、同県西置賜郡小国町所在国有林置賜森林管理署1から3まで及び5の各林班の区域、同県鶴岡市所在国有林庄内森林管理署83から89まで及び110から114までの各林班の区域、八久和ダムの水面の区域、大鳥池の区域並びに新潟県村上市所在国有林下越森林管理署村上支署1075、1076、1088から1095まで、1097から1102まで、1104から1121まで、1212及び1213の各林班の区域

(3) 国指定鳥獣保護区の存続期間

平成26年11月1日から平成46年10月31日まで(20年間)

(4) 国指定鳥獣保護区の指定区分

希少鳥獣生息地の保護区

(5) 国指定鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、山形県及び新潟県にまたがる朝日山地に位置し、標高300メートルから1,800メートルの標高差を有し、ブナを主とする森林地帯からハイマツ等が広がる低木群落まで多様な自然環境を有している。

このような自然環境を反映して、鳥類では、環境省が作成したレッドリストに掲載されている絶滅危惧ⅠB類のイヌワシ及びクマタカ、絶滅危惧Ⅱ類のハヤブサ、準絶滅危惧種のオオタカ等の希少猛禽類の生息が確認されている。

特にイヌワシは、東北地方及び中部地方から北陸地方にかけての日本海側を分布の中心とし、四国及び九州地方では局所的にごくわずか生息するのみとなっているが、近年、採食環境の悪化から東北地方及び中部地方で繁殖率が低下し、個体数の減少や分布域の縮小が懸念されている。そのような状況の中で、当該区域は、イヌワシの生息地として自然環境の状況に大きな変化はなく、安定的なイヌワシの行動圏となっており、イヌワシの保護の観点から重要である。

このように当該区域はイヌワシを始めとする希少猛禽類の生息にとって全国的な観点からも重要な区域であることから、希少鳥獣生息地の保護区として、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第1項に規定する鳥獣保

護区に指定し、当該区域に生息する希少鳥獣の保護を図るものである。

2 国指定鳥獣保護区の保護に関する指針

(1) 保護管理方針

- 1) 希少鳥獣の生息地の保護区として、イヌワシをはじめとする希少猛禽類の保護を図るため適切な管理に努める。
- 2) 国指定鳥獣保護区管理員等による鳥獣のモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。
- 3) 鳥獣を驚かすような人の不用意な行動、ごみの散乱等による鳥獣の生息への影響を防止するため、区域内の巡視、関係地方公共団体、関係機関、地域住民等と連携協力した普及啓発活動等に取り組む。
- 4) 特に違法捕獲防止や制札の維持管理のため、国指定鳥獣保護区管理員等による定期的な巡視を行う。

3 更新の理由

当該鳥獣保護区は、イヌワシをはじめとする希少猛禽類の生息及び繁殖の場として重要であり、今後もこれらの希少猛禽類を保護する必要があることから更新を行うものである。

4 更新する国指定鳥獣保護区の土地の地目別面積及び水面の面積

総面積 38,285 ha

内訳

ア 形態別内訳

林野	38,060	ha
農耕地	—	ha
水面	222	ha
その他	3	ha

イ 所有者別内訳

国有地	37,612	ha	{ <table> <tr> <td>保安林</td> <td>35,602</td> <td>ha</td> </tr> <tr> <td>砂防指定地</td> <td>1</td> <td>ha</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>993</td> <td>ha</td> </tr> </table> }	保安林	35,602	ha	砂防指定地	1	ha	その他	993	ha
保安林	35,602	ha										
砂防指定地	1	ha										
その他	993	ha										
国有林	{ <table> <tr> <td>林野庁所管</td> <td>37,596</td> <td>ha</td> </tr> <tr> <td>普通林</td> <td>13</td> <td>ha</td> </tr> </table> }	林野庁所管	37,596	ha	普通林	13	ha	37,609	ha			
林野庁所管		37,596	ha									
普通林		13	ha									
国有林以外の国有地	3	ha										
私有地等	451	ha										

公有水面 222 ha

ウ 他の法令（条例を含む）による規制区域

自然公園法による地域	34,203	ha
特別保護地区	5,875	ha
特別地域	28,328	ha(名称：磐梯朝日国立公園)
普通地域	—	ha
山形県自然環境保護条例による地域	3,365	ha(名称：山形県ヌルマタ沢
特別地区	1,719	ha・野川自然環境保全地域)
普通地区	1,646	ha

5 更新する区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該地域の概要

ア 国指定鳥獣保護区の位置

当該鳥獣保護区は、山形県鶴岡市、長井市、西村山郡西川町、同郡朝日町、西置賜郡小国町及び新潟県村上市にまたがる朝日山地に位置する。

イ 地形、地質等

当該区域は、標高300mから1,800mの大朝日岳、以東岳を主峰とする山岳地帯を主体とし、中～古生層の地殻の中に花崗岩類貫入があった後、第四紀の急速な隆起運動により成立した非火山性山地である。本山地は全般に北西－南東及び北東－南西方向の構造となっているため、偏東積雪という気象的影響を受け、尾根の東側面に連成する雪庇とその雪崩現象等により、西緩東急の非対称地形を形成している。

ウ 植物相の概要

当該区域は、冷温帯に属し、標高1,200m付近まではブナを主とした落葉広葉樹林が分布しているが、雪崩地形の東斜面は高木がほとんど生育できずタニウツギ、ヒメヤシャブシ等の低木林となっている。

標高1,200mから1,400m付近のブナ帯上部は、亜高山帯と同じ高度帯であるが、いわゆる偽高山帯とよばれるミヤマナラ、ミネカエデ、ナナカマド等の落葉低木林を形成しており、標高1,600m以上の稜線周辺部は、偏東積雪という気象的影響による非対称地形を形成していることから、稜線の東側斜面には、好雪性の雪田群落があり、稜線の頂部や西側斜面には、嫌雪性のハイマツ低木林のほか、風衝草原等が見られる。

エ 動物相の概要

当該区域は、区域の大半を占めるブナを主とする落葉広葉樹林を生息地として、イヌワシ、クマタカ、オオタカ、ハヤブサ等39科102種の鳥類が確認されている

ほか、ヤマネ、ニホンカモシカ、ニホンツキノワグマ、トウホクノウサギ等の哺乳類の生息が確認されている。

(2) 生息する鳥獣類
別表のとおり。

(3) 当該地域の農林水産物の被害状況
当該保護区での被害は生じていない。

6 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第32条の規定による補償に関する事項
当該区域において、第32条に規定する損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失の補償をする。

7 国指定鳥獣保護区の維持管理に関する事項

(1) 鳥獣保護区用制札	16	本
(2) 鳥獣保護区用標柱	7	本
(3) 特別保護地区用制札	26	本
(4) 特別保護地区用標柱	6	本
(5) 案内板	4	基

生息する鳥獣類

ア. 鳥類

目	科		種または亜種	種の指定等
【キジ目】	キジ科	○	ヤマドリ	
【カモ目】	カモ科	○	オンドリ	DD
		○	マガモ カルガモ オナガガモ コガモ	
【カイツブリ目】	カイツブリ科		カイツブリ	
【ハト目】	ハト科	○	キジバト アオバト	
【ペリカン目】	サギ科		ゴイサギ アオサギ	
【カッコウ目】	カッコウ科	○ ○ ○	ジュウイチ ホトトギス ツツドリ カッコウ	
【ヨタカ目】	ヨタカ科		<u>ヨタカ</u>	NT
【アマツバメ目】	アマツバメ科		ハリオアマツバメ アマツバメ	
【チドリ目】	チドリ科		イカルチドリ メダイチドリ	
	シギ科		ヤマシギ イソシギ	
【タカ目】	タカ科	○ ○	ハチクマ トビ ハイタカ オオタカ <u>サシバ</u> ノスリ <u>イヌワシ</u> <u>クマタカ</u>	NT NT 国内希少、VU VU 国天、国内希少、EN 国内希少、EN
【フクロウ目】	フクロウ科		オオコノハズク コノハズク フクロウ アオバズク	
【ブッポウソウ目】	カワセミ科	○ ○	アカショウビン カワセミ ヤマセミ	
	ブッポウソウ科		<u>ブッポウソウ</u>	EN
【キツツキ目】	キツツキ科	○ ○	アリスイ コゲラ アカゲラ アオゲラ	
【ハヤブサ目】	ハヤブサ科		チョウゲンボウ コチョウゲンボウ <u>ハヤブサ</u>	国内希少、VU
【スズメ目】	サンショウクイ科		<u>サンショウクイ</u>	VU
	カササギヒタキ科		サンコウチョウ	
	モズ科		モズ	
	カラス科	○ ○ ○ ○	カケス ホシガラス ミヤマガラス ハシボソガラス ハシブトガラス	
	ククイタダキ科		ククイタダキ	
	シジュウカラ科	○ ○ ○	コガラ ヤマガラ ヒガラ シジュウカラ	
	ツバメ科		イワツバメ	

目	科	種または亜種	種の指定等
【スズメ目】	ヒヨドリ科	○ ヒヨドリ	
	ウグイス科	○ ウグイス ヤブサメ	
	エナガ科	エナガ	
	ムシクイ科	○ メボソムシクイ エゾムシクイ	
		○ センダイムシクイ	
	メジロ科	メジロ	
	ヨシキリ科	オオヨシキリ	
	ゴジュウカラ科	ゴジュウカラ	
	ミソサザイ科	○ ミソサザイ	
	ムクドリ科	ムクドリ	
	カワガラス科	○ カワガラス	
		マミジロ	
		トラツグミ	
		クロツグミ	
		ツグミ	
		コマドリ	
		コルリ	
		ルリビタキ	
		ジョウビタキ	
		サメビタキ	
	○ キビタキ		
	○ オオルリ		
	イワヒバリ科	○ イワヒバリ	
		カヤクグリ	
	スズメ科	ニュウナイスズメ	
		スズメ	
	セキレイ科	○ キセキレイ	
		○ セグロセキレイ	
		○ ビンズイ	
	アトリ科	アトリ	
カワラヒワ			
マヒワ			
オオマシコ			
ウソ			
シメ			
イカル			
ホオジロ科	○ ホオジロ		
	○ カシラダカ		
	○ ノジコ	NT	
	○ アオジ		
	○ クロジ		
合計	15 目	39 科	102 種

イ. 獣類

目	科	種または亜種	種の指定等
【モグラ目】	トガリネズミ科	トガリネズミ カワネズミ ジネズミ	
	モグラ科	ヒミズ アズマモグラ	
【コウモリ目】	キクガシラコウモリ科	キクガシラコウモリ	
	ヒナコウモリ科	ヤマコウモリ ユビナガコウモリ	
【サル目】	オナガザル科	○ ホンドザル	
【ネコ目】	イヌ科	ホンドタヌキ ホンドキツネ	
	イタチ科	ホンドテン ホンドイタチ ホンドオコジョ ニホンアナグマ	NT
	クマ科	○ ニホンツキノワグマ	
	ジャコウネコ科	ハクビシン	
【ウシ目】	ウシ科	○ ニホンカモシカ	国特天
【ネズミ目】	リス科	○ ニホンリス ホンドモモンガ ムササビ	
	ネズミ科	ヤチネズミ ハタネズミ カヤネズミ アカネズミ ヒメネズミ クマネズミ ハツカネズミ	
	ヤマネ科	ヤマネ	国天
	【ウサギ目】	ウサギ科	トウホクノウサギ
合計	7 目	14 科	30 種

(注)

1. 鳥獣の目・科・種（和名）及び配列は、鳥類については「日本鳥類目録 改訂第7版（2012年、日本鳥類学会）」、獣類については「日本野生鳥獣目録（平成14年7月、環境省自然環境局 野生生物課）」に拠った。

2. 種の指定等の要件は次のとおりである。

国天：国指定天然記念物

国特天：国指定特別天然記念物

レッドリスト（平成24年、環境省）（ア. 鳥類）

レッドリスト（平成24年、環境省）（イ. 獣類）

CR：絶滅危惧 IA 類、EN：絶滅危惧 IB 類、VU：絶滅危惧 II 類、NT：準絶滅危惧

DD：情報不足、

国内希少：絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国内希少野生動植物種

国際希少：絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国際希少野生動植物種

3. ○印は一般的に見られる鳥獣。アンダーラインは鳥獣保護及び狩猟の適正化に関する法律第7条第6項第1号の規定により特に保護を図る必要があるものとして環境省令で定める鳥獣及び天然記念物に指定された鳥獣。